

川崎市告示第376号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和8年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 戸籍住民登録事務専用共通区長印

- (1) 使用開始日 令和8年7月1日
(2) 専用公印 ひな形番号 59の3
(3) 書 体 てん書
(4) 寸 法 方21mm
(5) 保管場所、個数及び印影

中原区役所区民サービス部区民課 1個

川 崎 市 区 長 印
戸 籍 住 民 登 録 事 務 専 用 (中 原)